2　資金不足額解消の状況

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）	平成26年度（第６年度）	平成27年度（第７年度）	平成30年度（第10年度）
当初計画　A		287,301	281,218	298,407	295,466	295,716	295,912	296,826	297,934
解消実績額　B		279,469	271,397	297,423	302,067	329,773	317,338	303,928	—
現在計画　C		—	—	—	—	—	—	296,826	297,934
B－A又はC－A		△ 7,832	△ 9,821	△ 984	6,601	34,057	21,426	7,102	0
資金不足額	2,913,900	2,634,431	2,363,034	2,065,611	1,763,544	1,433,771	1,116,433	812,505	—

備考　「現在計画　C」とは、現時点での解消見込額のことをいう。

3　資金不足比率の状況

（単位：％）

資金不足比率＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）		平成22年度（第２年度）		平成23年度（第３年度）		平成24年度（第４年度）		平成25年度（第５年度）		平成26年度（第６年度）		平成27年度（第７年度）		平成30年度（第10年度）
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値
資金不足比率	2,933.9	2,854.7	3,320.5	2,555.4	3,117.3	2,230.2	2,503.2	1,908.3	2,448.0	1,586.1	2,024.7	1,263.7	1,170.1	940.3	919.3	—

4　その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況

・なし

○総務省告示第九十一号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第五項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による平成二十七年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、その概要を次のとおり公表する。

平成二十九年三月二十四日　　総務大臣　山本　早苗

平成27年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1．団体別健全化判断比率

(1)　都道府県

（単位：％）

都道府県名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	—	—	20.6	307.7
青森県	—	—	14.4	139.6
岩手県	—	—	20.5	224.6
宮城県	—	—	14.5	171.8
秋田県	—	—	14.1	238.3
山形県	—	—	13.2	227.7
福島県	—	—	11.7	137.5
茨城県	—	—	12.1	224.9
栃木県	—	—	11.5	99.8
群馬県	—	—	12.1	155.2
埼玉県	—	—	12.0	192.9
千葉県	—	—	10.9	155.7
東京都	—	—	1.3	32.1
神奈川県	—	—	12.0	132.3
新潟県	—	—	15.8	286.5
富山県	—	—	14.7	253.3
石川県	—	—	14.3	210.6
福井県	—	—	14.5	163.4
山梨県	—	—	15.9	202.4
長野県	—	—	12.7	170.1
岐阜県	—	—	13.6	189.7
静岡県	—	—	14.0	223.1
愛知県	—	—	14.3	197.3
三重県	—	—	14.4	184.7
滋賀県	—	—	14.1	194.7
京都府	—	—	16.2	248.8
大阪府	—	—	19.4	189.0